

令和3年6月11日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和3年6月11日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課長補佐	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
健康福祉課長	富木田 笑子
高齢者保険課長	松浦 久美子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番 中野 一郎 君・10番 古川 幸義 君を指名いたします。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、11番 隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

失礼します。

冒頭に、新型コロナウイルス感染症拡大防止におきまして、医療従事者、医師会の皆様はもちろんのこと、特にコールセンターでの受付はとても感じがよく、スムーズに受付が出来ました。また、集団接種会場にて接種後、待機をしておりますと、職員が大丈夫ですかとお一人お一人に声をかけて頂き、とても安心することが出来ましたとお声をたくさん頂戴しております。この場をお借りいたしまして感謝と御礼の思いでございます。本当に有難うございます。

それでは、質問に入ります。

11番 隅岡 美子、通告に従いまして順次一般質問をさせていただきます。

一問一答方式でよろしくお願いをいたします。

初めに、去る4月23日、コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望を丸尾町長並びに三木教育長に提出をさせて頂いておりますことを最初に申し添えておきます。

1点目の質問は、コロナ禍における女性の負担軽減についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大は、経済や私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。昨年の11月に内閣府が設置した有識者会議、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」が、コロナ禍で困難に直面する女性を支え

るための緊急提言を行いました。提言では、新型コロナウイルス感染症拡大は特に女性への影響が深刻で、女性不況の様相が確認されるとの認識を示し、政府に対し自治体は、民間企業等の協力を得ながら、独り親家庭への支援の強化や休校・休園の判断において、女性・子供への影響を最大限に配慮することを求めています。

長引くコロナ禍により状況はさらに深刻化し、生理用品を買うお金がない、生理用品でない物で代用する、交換回数を減らすなど、身体や衛生面にも悪影響を及ぼす問題にまで及んでいます。任意団体である「#みんなの生理」が行ったオンラインアンケート調査でも、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、他の物で代用している等の結果が出ています。また、貧困によるものだけではなく、ネグレクトにより親等から生理用品を買ってもらえない子供たちの問題も指摘されています。コロナ禍のみならず、継続的な支援が必要と考えます。つきまして、本町におきましても誰もが生きやすい社会の実現を目指し、様々な課題・困難を抱える女性が孤立しないように、支援団体とも連携しながら取り組んで頂きますよう、よろしくお願いを申し上げます。

5点について質問をさせていただきます。

まず1点目、現在の支援に合わせて、女性の生理用品についても生活困窮者に提供して頂けるのかについてお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の現在の支援に合わせて女性の生理用品についても生活困窮者に提供して頂けるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町におきましては生活困窮者に対する支援として、独り親世帯や低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金の給付や窓口や訪問により相談を受けております。また、町社会福祉協議会におきましては、長引くコロナ禍の影響により収入が減少し、生活困窮となっている方への生活福祉資金貸付制度の申請窓口となっており、申請に関することやその他活用出来る支援を提案するなどしております。現在のところ、生理用品が買えないといった相談は寄せられておらず、生理用品の提供は考えておりませんが、女性にとっては重大な問題であり、また大変デリケートな問題であることから、生活困窮に関する相談だけではなく、子育てに関する相談においても生理の貧困につきまして配慮をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁の中から質問をさせていただきます。

今のところはそういった相談が寄せられてないということで、提供は考えて

おりませんというご答弁を頂きましたが、現在のところということで今後どうなるかは、コロナが長引きますので状況は変わるかとは思いますが、このことは本当にデリケートな問題ですので、十分それを配慮しながら、また考えて頂きたいと再度思っております。

そして、今のご答弁の中に生活支援特別給付金の貸付けとか窓口訪問により相談を受けておりますと、このようにご答弁をされておりました。このことについて、ちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。よろしく願います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

お早うございます。

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

生活困窮の方への生活福祉資金の貸付制度、これはコロナの影響で家計が苦しい、収入が少なくなったという方に緊急小口資金であったり、月々幾らというような貸付けを現在、社会福祉協議会が窓口となって県の社会福祉協議会が行っている事業でございます。独り親家庭につきましては、子育てのことも含めまして保健師が担当地区を回ってお話を聞いたりしておりますし、また子育て世代包括支援センターの方でも色々な子育てをはじめとした相談を受けております。健康福祉課の窓口におきましても、独り親家庭への給付金の支給も始まりますことから、色々な電話相談であったり窓口相談を受けておりますので、生活困窮と子育ての中から何か色々な相談、気になることなども相談を受けるように気を配っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

続いて、2番の質問をさせていただきます。

2番、防災備蓄品の生理用品は使用可能期限が3年から5年、指定避難所に備蓄をしているとお伺いをしています。防災備蓄品の活用についてお伺いいたします。併せて、現在の数量、パック数についてお伺いいたします。

総務課長（泉 知典）

お早うございます。

それでは、隅岡議員の防災備蓄品の生理用品における活用及び現在の数量、パック数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

生理用品につきましては、製造元より明確な使用期限が設定されていないことが多く、更新時期につきましては管理する自治体の考え方によるところが大きいと思います。本町におきましては、生理用品のうち古いものが今年度末で購入から3年が経過することから、来年度に更新する予定としております。以前より、飲料水やアルファ米をはじめとした食料品につきましては、

消費期限等が設定されておりますことから、期限を迎えるまでに更新を終え、各小・中学校等へ啓発用として配布し、また社会福祉協議会等へ提供するなどしておりますので、生理用品につきましても同様の方法で活用することを前提に関係機関と協議しているところでございます。

次に、生理用品の現在の数量についてでございますが、生理用品につきましては香川県地域防災計画に定める備蓄マニュアルに基づき備蓄しており、県管理分が127パック、町管理分が112パックで、合計239パックでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

質問です。

花王のロリエ、生理用のナプキンのメーカーですけど、そこにちょっとお聞きをいたしまして、開封する前の製品と開封した後の製品についてちょっと調べてまいりました。ロリエでは、生理用ナプキンは開封する前、ホコリとか湿気、直射日光などを避けて保管して頂ければ製造から少なくとも3年間は品質を保つよう設計されています。3年を過ぎても直ちに使用出来なくなる訳ではありません。製造年月日はパッケージの下に書いてあります。ただし、保管状況が悪いと吸収性能やずれ止めテープの部分が粘着性が低下したり、また変色したり、また品質の低下する恐れがあるということで、また開封した後の製品については、ホコリや虫などが入り込まないように衛生的に保管し、なるべく早く使い切ることをお勧めいたします。開封前、開封後、どちらの場合も匂いの強いものの近くには置かないようにして下さい。匂い移ることがあります。また、暖房機器とかそういった近くでは高温になる場所には置かないで下さい。変形することがありますということの答えを頂きました。また、先ほど3年、来年で入替えということをお聞きしまして安心しました。他のところへは、経過20年たつとということ、全て廃棄になったということをお伺いしておりますので、今ちょうど更新の時期でないかな、本当に良かったなと思っております。そして、食品には賞味期限はありますが、この衛生用品については使用期限は明記されておられません。いざ災害時には、先ほど申しましたように20年前のものが使えますかって、使えませんね。性能も全然違いますし、そもそも衛生的に問題で、廃棄処分になります。そういった、先ほどご答弁の中にもありましたように、一定期間で入替えをすれば、廃棄ではなくその生理用品も十分生かされます。小・中学校のトイレとか学校とか、独り親家庭の支援にも活用出来るということがあります。

それで、済みません、先ほど答弁の中に239パック備蓄をしておりますということで、来年度に更新するということで、そのパックは今後どのように使用

するんでしょうか。また、お尋ねをいたします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問にお答えします。

先ほど申しましたように、合計239パックあるうちの町管理分の100余りが使用期限を迎え、3年が経過することから、まず来年、その部分は交換しているかなと思います。その後の交換して不要になった、備蓄品から外れたものは、その時、その時点で教育課、健康福祉課、社会福祉協議会と協議しながら、お使い頂ける場所に配備、お分けしたいと考えております。

以上でございます。

議員（隅岡 美子）

町管理分が112パックあって、その時に状況に応じて配布先を考えていくというご答弁でございました。また、来年にはそれだけ減りますので、使ったものをまた買い足すということで、使ったら使った分だけ新しく買い足していくということで、そういった方法を取って頂けたらと思います。それは防災の方でも言えることでございます。また、そういうことでよろしく願いいたします。

それと、次は3番目の質問です。

自ら支援を求める声を上げることが出来ない子供もいます。トイレトーパーが普通にあるように、学校のトイレの個室にも生理用品を常設するなどの環境整備についてお伺いいたします。

教育長（三木 信行）

お早うございます。

隅岡議員の学校トイレの個室に生理用品を設置、常設するなどの環境整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町の学校においては、トイレの個室ではなく保健室及び職員室に常備しております。これは現在のところは感染症予防の観点からも衛生面のことも考えてトイレの個室への常設は各校とも行ってはおりません。また、トイレの個室に常備することで、支援が必要な児童・生徒が分かりにくくなることも理由として上げられます。頻繁に取りに来る児童・生徒に何かないかの声かけを行うことで、その児童・生徒の家庭環境等を把握するとともに、生理用品の使い方を教える機会ともしています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。

トイレの個室ではなく保健室とか職員室に常備をしております。それはこの間の一般質問の時にそのように申しておりました、またショーツに関しても

用意をしているということをお伺いしております、本当に安心をしたところでございます。

香川県におきましても、本当にたくさんの市、町で生理の貧困という、無償配布というのが、ただいま広がっております。もう皆さん、本当に新聞、テレビなんかでご承知かと思いますが、もう一度おさらいの意味で申し述べたいと思います。三豊市におきましては、小・中学校26校と社協で生理用品合計60セットを配布しておるということで、また高学年の女子児童が使用するトイレの個室に備え付けておりますということ。そして、保健室に行くまでに困るケースもあるので、そういった不安も軽減出来るとのこと。また、一方、坂出市におきましては、福祉課の窓口と市社会福祉協議会で生理用品を無償配布しております。その事業の名前がこれまた素晴らしい名前、プリンセスプロジェクトという名前でございます。これはお聞きをいたしますと、市の職員、比較的若い方の職員で名前を考えて、本当にこういった名前にしようということでプリンセスプロジェクトということでございます。そして、その福祉課の窓口とか社協の窓口においてあるカードです。最後にも触れますけれども、そのカードは坂出市の公認キャラクター、「さかいでまろ」というのがあります。そのキャラクターの印刷をしたカードを示したら、女性職員が対応するようにしております。また、男性職員が対応した場合は女性職員に代わって頂けるということでございます。また、善通寺市におきましても、もう既に始まっております。5月から始まっておるのかな。また、善通寺におきましては高学年の女子に初潮の教育もしておる、まだ予定であるということで新聞にも大きく掲載をされておまして、非常にこれは大事なことであると思っております。また、まんのう町では1袋に13個入ったものを2袋、これを6月、7月、8月の3か月間に配布、それもそうですけど、庁舎とか琴南、仲南の支所の1階のトイレの個室に必要な女性が自由に使えるように整備をしておるということでございます。こういった動きもたくさん寄せられております。また、宇多津町にも無償配布。宇多津町は、また生理用品と大人用や子供用のおむつ、また尿取りパッドの無償配布を始めた。また、これは一歩進んでおります。防災用備蓄品の入替え時期を迎えておるので、ちょうど時を得て希望者の相談内容に応じて必要な物資を配布してまいりますということでございました。また、これは新聞に載っておったんですけど、関西フェリーが神戸ですけど、高松と神戸の時にトイレになくて、売店の窓口と言えば生理用品が貰えるということをしていただいております。そういったことで、各市町におきましても随分こういった波が起こりつつありますので、ぜひ、保健室や職員室に置くのもやぶさかではないんですけれども、またこういったことも参考にしながら、ぜひ本

町にも取り入れて頂けたらとこのように希望をしております。これは要望で
ございます。

そういうことで、次の4番の質問に入ります。

4番、父子家庭や就学援助を受けている女子児童・生徒にこれまでの支援に
加え、生理用品の現物支給についてお伺いいたします。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の生理用品の現物支給についてのご質問に答弁をさせていただきます。
す。

母子家庭や就学援助等に関わる情報についてはプライバシーに関わる問題で
あることから、プライバシーに配慮をしながら学校で物を渡すということが
困難なため、現時点では現物支給については難しいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

5番の質問に入ります。

生理用品の配布については、プライバシーの観点に配慮する必要がありま
す。配布方法についてお伺いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の生理用品の配布方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。
す。

本町におきましては、現在のところ生活困窮者への配布は予定しておりませ
んが、今後、窓口相談や保健師による訪問等、また町社会福祉協議会での生
活福祉資金の相談の機会を捉え、生理の貧困についても配慮し、防災備蓄用
の生理用品の活用も含め、プライバシーに配慮しながら必要な方には提供出
来るよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁頂きました。

再質問ですけど、配布方法については今後必要な方に提供出来るよう検討し
てまいりますということでございます。もし、そういったことが出来るよう
になれば、坂出がカードを作ったように、多度津のマスコットキャラクター
「さくらちゃん」のカードを作って、窓口に提示をして生理用品を無償で貰
えるということについてもいいかなと思っております。また、こういったこ
と、本当になかなかこのことは町民の皆様も、本当に正直言って少し勉強し
ただけであり詳しいことは私も知りません。こういったことで、また町民
の皆様にもしっかりとこのことをこういうことがあるんですよということで
訴えて頂くためにも要望なんですけど、町の広報とか機会のあるたびに、また

小学校の高学年に対してそういった初潮に対する教育とか使用方法とか、そういったことも踏まえてそういった機会もぜひ取って頂けたらなと、このように最後に要望をしておきます。

2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、今こそヤングケアラー支援をについてであります。

ヤングケアラーについて、日本ケアラー連盟では、大人が担うようなケア、責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供と定義しています。この年齢は、児童福祉法の支援対象に合わせています。ヤングケアラーの実態調査が初めて全国規模で行われました。調査は公立中学校と全日制高校の2年生や通信制高校の生徒らを対象に、厚生労働省と文部科学省が昨年12月から今年1月にかけて行いました。その結果、中学2年生の約17人に1人、5.7%、高校2年生では約24人に1人、4.1%が世話をする家族がいると回答しました。世話の内容は、祖父母の身体介護、兄弟の保育所への送迎、料理や掃除、洗濯などの家事全般を独りで担うといった手伝いと呼べる範囲を超えたものが多い。世話をする頻度では、ほぼ毎日が中学2年では45.1%、高校2年では47.6%に上がりました。中学2年、高校2年、ともに平日1日平均4時間を世話に費やしています。これでは勉強はもちろん、クラブ活動や友人と遊ぶことも難しいと思います。心身の影響も心配です。さらに、深刻なのは、4割近くが自らをヤングケアラーだと自覚出来ていないことです。独り親世帯のため、本人が世話をするのが当たり前とっていたり、過度な負担を強いていることに親が気づいていないといった要因が指摘されています。ヤングケアラーの問題が表面化しなかったのも、一つにはこうした背景があったのだと思います。例えば、神戸市では、全国でも珍しい専門相談窓口を設置しています。また、埼玉県では教職員への研修を行い、欠席がちになってきた、忘れ物が多くなってきたといったSOSの兆候を見逃さないように努めているそうです。

そこで、お尋ねをいたします。

一つ、本町においてもこのような実態調査をされたのでしょうか。よろしくご答弁お願いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の本町における実態調査をしたかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、ヤングケアラーについての実態調査は実施しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

本町では実態調査をしていないということで、調べた結果、本町には適しているかどうかは不確かではございますが、クラスで1人から2人はいるという想定の結果が出ておるそうでございます。国も、このヤングケアラーについての支援をようやく動き始めました。SNSなどを活用したり、相談窓口体制を整備していく考えのようでございます。子供が自ら役場などには相談に行くことは、少しハードルが高いように思います。全国どこに住んでいても、悩みを共有できる環境を本町にも一刻も早く作って頂きたいと思っております。また、今後、何かの機会にこういったヤングケアラーの実態調査、そういったこともなされてはいかがでしょうか。また、教育長にお伺いたします。

議長（村井 勉）

再質問ですか。

議員（隅岡 美子）

はい。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

学校において、ヤングケアラーについてどうなのかという風なご質問だという風に理解をしておりますが、後の答弁にもあるんですが、そこに特化した研修自体は行ってはいないんですけども、現実として今、子供たちを取り巻く環境には色んなことがございます。それはかつてもあったのかも知れないんですけど、今だから色んなところで顕在化しているのかも知れません。虐待という問題があります。子供の貧困があります。ネグレクトがあります。そういった中で、学校の方では子供の様子を見取る機会はたくさんあります。頻繁にケース会が開かれます。その中で、関係する教員はその家庭の状況も分かっております。現在は本当に色んなアンテナがありまして、かなりの部分、子供たちの家庭の背景というのは掌握出来ているというところがあります。突然の質問なんですけど、例えば私自身が実際に経験した例を言いますと、ご両親がご病気でお母様だけが家庭でいらっしゃるんですけども、家事や、特に洗濯が出来ないということで、お姉さんの方に弟がいるんですけど、非常にそこが負担感があったと。家庭訪問を繰り返しながら家事を手伝うということも限界がありますので、当時訪問介護をされている方がいたので、その機関にお願いをいたしまして日数を増やして頂いた、学校の働きかけでということもございましたり、それからほぼ兄弟だけで生活しているような状況があって、それは結局施設の方で今は元気に暮らしている。高校へ進学してとか。あるいはお祖母様と男の子が2人で暮らしているという状態がありました。民生委員の方とかも含めて、色んなケースで学校

と繋がっております。ヤングケアラーという問題については、ここでやっぱり貧困とかネグレクトと同じように一つの言葉として教職員の中に頭にしっかり置いてやっていく必要が今生じているという風に思っています。そのあたりに特化して、お互いに研修し合っていかなければいけないなと思っています。学校の状況としては、そういった子供を含めて色んなところで掌握するような状況があるということはお伝えをしておきますし、決して見逃さないという風に取り組んでまいりたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

実体験を基に、本当に苦労した、困難な状況で頑張ってこられた体験を聞かせて頂き、有難うございました。学校側としても、本当に私もそう思います。家庭の中まではなかなかやっぱり入っていけない、見えないので、実態の把握は本当に難しいのが現状だと思っています。先ほど申し述べられましたように、民生委員とかそういった方のお力を借りながら、またアンテナをしっかりと張って、相談がなければなかなか気づく機会はありません。様子が変わったと思っても、家庭内のことにどこまで踏み込んでいくべきかというのが判断が難しいと思っています。その判断が難しいというところについて、どういったお考えでございましょうか。質問をさせていただきます。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問、判断が難しいということについての答弁をさせていただきます。

家庭内の中に入り込んでその実態を判断するのは難しいということでの質問だと思うんですが、もちろん家庭の中にはなかなか入り込めないということではありますが、かつてに比べてはそういうことは少なくなっていると思います。児童相談所等とも連携をして、いざという時には家庭の中に入ることも出来ますし、教職員の中で話し合っ、必要があれば家庭訪問を頻繁に行いますし、その見取った結果をしっかりと繋げるような仕組みも出来ています。要対協とって、色んなところが集まって協議をする、健康福祉課とか社協にいつも協力を頂いているんですが、教育と福祉が一体になって家庭の支援もするし子供の支援もするという風な状況はあります。判断が難しいかどうかということはあるんですが、判断基準も一つでして、子供が困っているかどうかということが判断基準です、学校としては。この状態によって学校に来にくくなっている、この状態によって家で勉強しにくくなっている、それがあればもうそれは困難なので、それに対しては何かの対応をしなくてはならない。最もそれがよく分かる最前線は学校だと思っています。そういう役割を果たしていくというところであると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員さんの再質問で、先ほど教育長がおっしゃいました中で、要対協のことについて健康福祉課の方からお伝えいたします。

本町では、要保護児童対策部会としまして立ち上げております。この中には学校関係、それと西部子ども相談センター、あと警察、丸亀警察署の方も構成しております。その中で、学校から上がってきたり、また町の保健師の方から気になるご家庭、支援の必要なご家庭については、そこに上がってまいりますので、支援対象者のリストの中に入っております。年4回の実務者会の中で、それらの家庭について情報共有をしたり、関わり方について助言等を行っております。学校の方にも、実務者会に併せまして、毎日の生活の中で気になることを担任の先生であるとか学校側の気づき、また保育所、幼稚園もさせて頂いておりますけれども、そのような情報を頂いて、それを基に協議をしております。その中で、ネグレクトの話もしますし、どのような支援が必要か、その中で家庭の貧困によって子供が十分に子供らしい生活が送れていないというようなことがありましたら、それについてどのような支援が必要かということをご各機関の方から提案をさせて頂いておりますので、学校が広く目配りをして頂いた中で上がってきた情報につきましては、健康福祉課の方でそのような協議にかけまして、情報提供をして見逃さないように努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

本当に有難うございました。大変参考に、今後ともさせて頂きたいと思っております。また、今後ともよろしく願いいたします。

続いて、2つ目の質問です。

教職員の研修の実施についてお伺いいたします。

教育長（三木 信行）

隅岡議員のヤングケアラーに関わる質問のうち、教職員の研修の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今のところ、ヤングケアラーに特化した研修は実施をしておりません。ただし、欠席が続いている児童・生徒の把握を行い、その背景に関して学校内で情報共有等を行っております。今後、ヤングケアラーに対する正しい認識を持ち、適切な支援を考えていくことは、今後学校が果たす役割の一つとして大切であると考えています。つきましては、国や県が実施する研修があれば適宜情報提供をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

特に、先ほどの教育長のご答弁の中にありましたとおりでございます。また、私たち、地域におきましてもそういったことに対して目配りとかしっかりとアンテナを張って、また平日の昼間に家にいるのはどうしてかという、それは様々な問題もありますけれども、そういった関心を持つ、気づきを持つたり、また家族が病気で大変そうやなあ、どなんしよんかなということなどの色んな情報なんかも私たち地域に住んでいる私も含めてですけど、そういったことも地域で見守ってあげるということも大切であると思っております。

そして、最後の3点目の質問です。

このことについて、周知啓発についてお伺いいたします。よろしく願います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員のヤングケアラーに関する周知啓発についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ヤングケアラーの問題は、本人の年齢や成長の度合いに見合わない家事や家族の世話などによる重い責任や負担を負うことで、本人の成長発達や教育へ影響を及ぼしているなどの課題があり、近年注目されている子供の抱える問題として認識しております。

その一方で、この問題は家庭内のデリケートな問題であるため、実態が掴みにくく、支援が必要であっても取組はまだまだ進んでいない現状であり、本町におきましても十分な実態把握には至っておりません。また、ヤングケアラーの早期発見には学校との協力や連携が欠かせないことから、情報共有をより一層強化し、早期発見に努めてまいります。

さらに、国においては令和4年度から令和6年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間とし、中・高生の認知度5割を目指して周知啓発を強化していく計画であります。これを踏まえ、本町におきましても町ホームページ等により町民に対し広く周知するとともに、教育委員会をはじめ関係機関と連携し、児童・生徒への周知啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

今後、令和6年までの3年間を認知度向上に向けての集中取組期間とし、周知啓発を強化していく計画でございますという答弁を頂きました。また、よろしく願います。本当に期待をしております。また、私も本当に思っております。悩んでいる子供たちの小さな声を本当にキャッチをし、子供

たちに希望を届けるために、まずヤングケアラーの存在を、こういうことである、こういうことなんですよということで、まずその存在を知ってもらう取組、先ほど答弁がありましたように、今後ホームページ等により周知啓発をしていくということで、本当に有難いなって、良かったなって思っております。今後とも早期発見、把握から適切な支援に繋げて頂けるよう頑張っており、こちら町民の一人として微力ながら力を尽くしてまいりたいと、このように思っております。

以上で11番 隅岡 美子の一般質問を終わります。

皆様、ご答弁有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって11番 隅岡 美子 議員の質問を終わります。

次に、6番 松岡 忠 君。

議員（松岡 忠）

お早うございます。6番 松岡 忠、令和3年第2回6月議会において一般質問を一問一答形式で行います。

質問に入る前に、コロナワクチン接種で協力をして頂いている医療機関の皆様並びに関係職員に厚くお礼を申し上げます。

さて、今回の質問は、3月議会に続いて町長の施政方針の重点施策の1点目の中で、新事業である「まちづくり公社（仮称）」についてであります。

コロナ禍で大変な時期ですが、多度津町も町財政で厳しい中で何かやらなければならない時期です。色んな新事業をやるのに一番厳しい時期かなと思います。

そこで、質問に入ります。

まず1点目は、「まちづくり公社（仮称）」の設立についてです。

町の人口減少対策をまとめた第2期たどつの輝き創生総合戦略の中で、町民・企業・行政等を繋ぎ、地域経営の視点に立って、町が抱える地域課題の解決組織として扱われております「まちづくり公社（仮称）」の設立について、丸尾町長は、令和3年施政方針の中でも、ヒト・モノ・カネの面で地域の中と外を繋ぐことにより、本町の持続的な発展を目指す「まちづくり公社（仮称）」の設立について、さらに検討を進め、実現に向けた歩みを着実に進めていく旨を表明されております。

そこで、お尋ねします。

町が「まちづくり公社（仮称）」を設立する目的は何でしょうか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の町が「まちづくり公社」、これは仮称ですけども、を設立する

目的についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公社を設立する目的は、多度津を元気にするために官と民が連携して民間の資金力や活力、ノウハウを活用して地域力を高め、本町の持続的な発展を目指していくということであり、これまで民間レベルの「多度津の産業と観光を考える会」というのを、これは私が町長に就任させて頂いた時に、すぐに、今、観光協会の会長をして頂いております内海 武彦 氏を会長として立ち上げましたのが「多度津の産業と観光を考える会」でありまして、その会の中でオーリーブやミニトマト等の6次産業化の推進、まち歩き、古民家再生プロジェクト等の活動をしてまいりました。私は、かねてからまちづくりと観光行政は町から独立した方が町の財政負担を軽減をし、かつ効果的であり、中・長期的には行財政改革に繋がると考えております。一朝一夕には実現は難しいと考えておりますが、議員皆様方にもご理解とご協力を頂きまして進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

続きまして、公社設立に向けての検討に至った現在までの経緯について伺います。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員の公社設立に向けての検討に至った現在までの経緯についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町の産業や観光振興を推し進めていく組織の必要性やその在り方につきましては、従前より町内の各所で議論をされていたところでございますが、町としてより具体的な検討を進めるきっかけとなりましたのは、平成29年度に四国財務局と共催で開催いたしました地域経済活性化フォーラム in 多度津、また平成30年度に内閣府をはじめとする複数の国の機関主催で開催されたRE S A Sを活用した政策立案ワークショップでございます。なお、RE S A Sとは、各種統計資料を見やすく、分かりやすくした地域経済分析システムのことでございます。この二つの取組において、本町に関する各種統計データの分析を詳細に行うとともに、金融機関や専門家の皆様などからご提案やご意見等を頂戴する中で、人口減少に起因する今後の税収減やさらなる高齢化に備えるために、町民所得の向上や地域コミュニティ機能の強化、地域経済活性化などに繋がる事業に取り組んでいくことの重要性、またそのような事業を機動的に進めていくための組織の必要性を再確認したことから、令和元年度より町と包括連携協定を締結している株式会社 百十四銀行のシンクタンクであります一般財団法人 百十四経済研究所に公社設立に向けた調査業務等を委託し、設立に向けた検討を行ってまいりました。昨年度末には調査

報告書が提出されており、現在は公社設立に向け、内部で検討を重ねているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

続きまして、公社の組織形態に関する検討状況をお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員の「まちづくり公社」の組織形態に関する検討状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町が設立しようと考えている「まちづくり公社」のような団体は、全国各地で設立され、組織形態といたしましては株式会社、合同会社、合資合名会社、一般社団法人、一般財団法人など様々な形態で設立されております。百十四経済研究所において、様々な組織形態のメリット、デメリットについて、資金調達のみなども含めて検討した結果、広く出資を募り、将来に向けて事業を多角化し、収益性を確保しながらまちづくりを推進することを想定すると、株式会社の形態が理想的であるが、株式会社は制約が多く、自走が困難なことから、非営利目的な団体で国の制度も活用しやすい一般社団法人の形態で設立することが現実的であるとの検討結果にいたっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

現時点で想定している公社の事業内容、また設立時期などがあれば、説明をお願いします。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員の現時点で想定している公社の事業の内容、設立時期等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、公社の事業内容につきましては、現在、町で行っております、ふるさと納税推進事業の事務を公社が代行し、ふるさと納税の拡大を図っていくとともに、そのノウハウやネットワークを生かして町内業者の商品開発やインターネットを活用した販路拡大を支援するような事業、空き家物件の所有者とその物件を利活用したい人とのマッチング事業、観光振興やタウンプロモーションに関する事業などが調査報告書の中で上げられております。また、将来的には公社自体が空き家を活用して事業を行うことも想定されております。

次に、公社の設立時期につきましては、地域や地域経済の活性化のためには、出来る限り早いタイミングが望ましいと考えておりますが、現在、新型コロナウイルス感染症により人の移動が大きく制限されており、この動向を注視するとともに、継続的な運営が可能か十分に検討した上で設立してまい

りたいと考えております。

なお、公社は先ほど述べました事業を行いながら地域や地域経済の活性化を目指す組織でございますので、事業を継続的に行うためには当然ながら出資金や公社拠点の整備費、コンサルティング料など相応の資金調達が必要になってまいります。公社設立に際しましては、調査報告書を内部で検討している段階ではありますので、説明資料等の準備が出来ましたら議員の皆様方に説明をさせて頂くとともに、ご意見を頂きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

この問題は難しい問題だと思います。また、最後に説明等の準備が出来たら議員の方にも説明させて頂くということで、私どもも行財政特別委員会を設けましてその中身を検討していきたいと思っております。今後ともよろしく願いします。

さて、次は、ようけの皆さんがやっておられるコロナワクチン接種についてであります。

コロナワクチン接種については、本町は県下でも進んでいると報道されています。今は65歳以上の高齢者が対象となっていますが、その接種率はどのようになっていますか、お伺いします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

松岡議員の65歳以上の高齢者の接種率はどうなっているかのご質問に答弁をさせていただきます。

65歳以上の高齢者の接種率につきましては、6月4日現在で1回だけ接種した方は4,559人、2回接種を完了した方は1,971人であり、1回以上接種した高齢者の合計は6,530人で、接種率85.8%であります。この接種率は、3月22日に接種券を送付させて頂いた7,608人に対して算出したものですが、接種済みの人数には本町にかかりつけ医がいる町外住民も計上されていることから若干の差がありますが、本町住民も町外のかかりつけ医で接種されている方もおられるため、その差は大きなものではないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問になります。

私もワクチン接種をやりました。別に何もなかったんですが、副作用についての相談等がありましたか、お伺いします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

松岡議員の再質問にお答えいたします。

現在、個別接種も始まっておりますが、5月中は集団接種を行っておりました中では経過観察をしている間に蕁麻疹を発症された方がおまして、その場で点滴を施すというような処置をさせて頂いた例が2件ございました。個別接種に移りまして、各医療機関から報告が上がってきておりますのは3例でございます。これは発熱、倦怠感が普通より長く続いている、1週間程度続いているということで、現在までに3例報告がございます。その他につきましては、ほとんどございませんが、やはり皆様、次の日は腕が痛かったり、だるかったり、ちょっと倦怠感があったというような報告はありますけれども、町の方に報告がありましたのはその3例でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

巷で言われているような副作用が町内では少なかったように思われます。

2番目に、このワクチンの供給は、うまくいけばのことですが、64歳以下の予定はどうなっていますか、お伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

松岡議員の64歳以下の予定はどうなっているかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、高齢者への優先接種が6月末でおおむね完了する見通しとなったことから、次に優先順位の高い満16歳から64歳の基礎疾患のある方及び60歳から64歳の基礎疾患のない方への接種を7月から開始する予定といたしております。予約方法につきましては、基礎疾患のある方は6月21日、月曜日から、60歳から64歳の基礎疾患のない方は6月28日、月曜日からインターネット予約と電話予約を併用して受付を開始いたします。8月上旬にはこれらの方々の接種を完了し、その後、接種状況やワクチンの入荷状況を踏まえ、年齢等の区分に応じ接種券を段階的に送付し8月中旬からは満16歳から59歳以下で基礎疾患のない方々の接種に着手することを目표に取り組みでまいります。なお、接種券の送付については、職域や大学での接種や県による大規模接種会場の設置など、今後は市町を超えた接種が加速することも考えられることから、国や県及び近隣市町の動向を注視しながら、接種を希望される全ての町民の皆様が速やかに接種を受けられるよう、引き続き医師会と協議しながら進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

色んな内容が出てくるかと思いますが、今後ともよろしくお願ひします。続きまして、ワクチン接種を受けたくない方もいると思います。その対策は検討していますか。

健康福祉課長（富木田 笑子）

松岡議員のワクチン接種を受けたくない方の対策の検討のご質問に答弁をさせていただきます。

松岡議員のおっしゃるとおり、コロナワクチンの接種につきましては努力義務であり、接種を強制出来るものではなく、当然接種を希望されない方もいらっしゃると思います。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止には、ワクチン接種による免疫獲得も重要なことの一つではありますが、未接種の方にはマスク着用や手指消毒など、個人で出来る感染症対策の徹底をお願いするとともに、より多くの方にワクチン接種を希望して頂けるよう、引き続き周知啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

皆さん、副作用とかの心配でしたくないという方もいると思いますが、そういう心配ないでという啓発をして、独りでも多くの方がワクチン接種をして頂けるよう努力をお願いいたします。

6月3日の四国新聞に、余剰ワクチンを幼・保、障害者施設職員等に接種と報道されていましたが、他市町に先行してやれることはやる方針は私はいいことだと思います。色々な制約がある中で、やれることはやっていく。今後このような対策をよろしく願います。

これで私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって6番 松岡 忠 議員の質問は終わります。

これにて暫時休憩に入ります。

再開を10時30分といたします。よろしく願います。

休 憩 午前10時11分

再 開 午前10時30分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、13番 尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は令和3年第2回多度津町議会6月定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1. 白方幼稚園の今後の在り方について、2. 西白方地区から見立地区県道（浜街道）及び町道バイパス道の開通

に伴う安全対策等について、3. 生理用品の無償支給についての3点について一般質問をいたします。

まず最初に、1点目の白方幼稚園の今後の在り方についてであります。

白方幼稚園の園児2人は、議会だよりたどつNo.20、令和3年6月発行の1ページの表紙、「あおむしのたまごみ一つけた!」、そして14ページ、最後のページの写真説明での「ブランコ仲よし2人組」で、議会報に記念すべき写真が掲載されました。残念ながら少子化の進行の波の中で、3歳児より募集停止となり、あお・あか組(4歳、5歳児)での複式学級で、現在では幼児数、男女2人のみで、今年度で71年間の歴史に終止符が打たれ、休園を迎えようとしている訳であります。

白方幼稚園は、教育目標といたしまして、心豊かなたくましい子供に育てる。目指す幼児像として、1. 健康で明るい子供、2. 優しく思いやりのある子供、3. 自分の力でやり抜く子供、4. 喜んで自己表現が出来る子供。重点目標として、1. 豊かな生活体験を積み重ねる中で、基本的な生活習慣の形成と生きる力の基礎をつくる、2. 地域の自然や様々な人との触れ合いを通して、健やかな体や思いやる心、頑張る心、豊かな感性を育むことを目標にして掲げ、幼児教育に取り組んできた71年間の歴史でありました。

白方幼稚園は、昭和24年10月に西白方田中屋旅館の一室で、私立双葉幼稚園として開設され、園児数が12名、学級数1組で始まりしました。その後、昭和25年1月、西白方仏母院内に移転。同年4月、白方小学校校舎に移転。昭和27年4月、園児数62名、学級数3組。昭和28年4月、私立双葉幼稚園を廃し、白方村立白方幼稚園を設立。園長は、小学校兼務しておりました亀井 寿男氏で園児数80名、学級数3組。昭和29年4月、見立分園を開設、園児数が101名、うち分園25名、学級数、本園3組、分園1組。同年5月、町村合併により多度津町立白方幼稚園と改称。昭和31年4月、園児数は88名、うち分園16名、学級数、本園5組、分園1組。昭和34年4月、4歳児保育の開始、園児数が91名、うち分園9名、学級数、年長2組、年少1組、分園1組であります。昭和41年4月、見立分園を廃止し、本園に統合。3学級、年長2組、年少1組となりました。昭和43年4月、2学級、年長1組、年少1組となりました。昭和44年4月、3学級、年長2組、年少1組となる。昭和46年4月、2学級で年長1組、年少1組となる。昭和47年4月、3学級、年長2組、年少1組となる。昭和48年3月、奥白方寺の前1387番地に新築園舎を落成、敷地面積2,415平米、床面積552平米。昭和53年3月、運動場東側園地1,034平米拡張。同年4月、4学級、年長2組、年少2組となる。同年6月、プールが竣工。これは10メートル掛ける6メートル掛ける0.7メートルで、用水量が42立方メートルであります。昭和60年4月、3学級、年長2組、年少1組とな

る。昭和61年4月、2学級、年長1組、年少1組となる。平成13年4月、3歳児の保育開始、3学級、年長1組、年中1組、年少1組となる。平成19年4月、預かり保育が開始されました。平成22年10月、JR四国社長より表彰を受けました。これは、海岸寺駅の長年の清掃を続けた結果であります。平成21年7月、遊戯室屋根、床の改修工事。平成26年6月、観音堂川護岸工事に伴い、北側の塀を改修。平成28年4月、2学級、年長1組、年中と年少が複式1学級となる。平成31年3月、園庭東側ブロック塀改修などの白方幼稚園の沿革の歴史でありました。私も白方幼稚園の卒園生であります。この休園については、誠に断腸の思いであります。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、地域の核としての幼児教育の役割から見て、また子供の教育にとってプラスかマイナスか。そして、白方幼稚園の今後の在り方についてどう考えるのかお尋ねをいたします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の地域の核としての幼児教育の役割や子供の教育にとってプラス・マイナス及び白方幼稚園の今後の在り方についてのご質問に答弁させていただきます。

白方幼稚園につきましては、長年地域の方に愛され、地域の方々と強く結びついた幼稚園でありますので、廃園になることは地域にとって寂しく、とても残念なことだと思っております。ただし、これまでもご報告させて頂いておるとおり、幼稚園のあるべき姿として教育委員会では園児の安全を確保して遊び込み、学び合える空間を確保できる施設、設備の充実を図る。また、適正規模、1学級園児6名以上を確保して教職員の適正な教育体制と教育環境を整備し、教育活動の活性と質の充実を図ることといたしております。このようなことから、白方幼稚園につきましては少子化の影響もあり、園児数が減少し、本町が考える適切な教育環境を整えることが困難な状況と判断せざるを得ない状況となり、募集停止等の対策を取らせて頂きました。誠に残念ながら、本年度で廃園することになりましたので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁を頂きまして、廃園という言葉の意味でございしますが、もちろん廃止園ということだろうと思っておりますが、私、地元感情といたしまして、まだ通園児がいる、またこれは決定はしていないということで、休園の意味が正しいと思っております。これについて、またご考慮を頂きたいと思っております。

次に、2点目に入ります。

白方地区における今後の幼児教育における選択肢と保護者負担はどうするのかの答弁をよろしくお願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の白方地区における幼児教育における選択肢と保護者負担についてのご質問に答弁をさせていただきます。

白方地区にお住まいで幼児教育を希望される方につきましては、今後実施する規則改正により町内の幼稚園への通園が可能となります。保護者負担につきましては、幼児教育無償化により無償となります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

私がお尋ねしているのは、保護者負担は無償だ、これは当たり前であります。そうではなくて、今までの従来のこれからの保護者の精神的負担、あるいは物質的負担はどうかということをお尋ねさせていただきます。

次に、3点目に移ります。

休園に伴う幼児の校区変更による通園先と送迎手段はどうするのかをお尋ねいたします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の休園に伴う校区変更による通園先と交通手段についてのご質問に答弁をさせていただきます。

幼児教育を希望される方につきましては、現在の多度津町立幼稚園の通園区域及び園の指定に関する規則では、希望される町内幼稚園への区域外就園を申請して頂くこととなりますが、今後、規則改正し、町内幼稚園への通園とします。園児の送迎につきましては、規則により、基本保護者が行うものとしていることから、保護者が実施することとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいまの答弁では、基本は保護者が実施するという選択肢しか残されていないということでございます。現在、私立幼稚園の善通寺の幼稚園では、マイクロバスで我が奥白方まで送迎が行われております。これは通園させる困難な保護者が白方保育所へ行けというようなものでございます。そうではなくて、確かに朝7時から夜7時まで3歳児から5歳児を預かっておりますが、子供の幼児教育にとって疑問が残るところでございます。これについてお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

尾崎議員の再質問、いわゆるスクールバスの運行についてのご質問だと思

ますが、現在のところではありますが、幼稚園の送迎に対するスクールバスの運行については考えてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、4点目をお伺いします。

白方小学校との関連、つまり学校教育、幼児教育、児童保育との関連が断ち切られると思いますが、どう考えるのか。例えば運動会、児童・生徒、地域住民との交流会がなくなったということでございます。これを教育上、どう考えているのかお伺いをいたします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の白方小学校との関係が断ち切られたと思うがについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、白方幼稚園が廃園となりますので、白方小学校との関係はなくなります。しかしながら、白方地区にも保育所も存在し、今までも運動会等、各行事において連携してまいりました。今後は保育所との連携等をこれまで以上に図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、5点目に入ります。

今後の園舎、敷地面積が3,449平米、つまり1,045坪、床面積552平米、167坪ありますが、この活用方法はどのようにするのかをお尋ねいたします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の今後の園舎の活用方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

長年地域に愛された幼稚園でありますので、跡地につきましては有効に活用したいと思っております。現在のところ、具体的な案は決定しておりませんが、地元の方々のご意見も伺いながら決定してまいろうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目に移りたいと思います。

次に、西白方地区から見立地区、県道（浜街道）及び町道バイパス道の開通に伴う安全対策等についてであります。

現在、来春の完成を目指して、西白方から見立地区経由の県道（浜街道）及び町道バイパス道の開通を目指して道路工事が急ピッチで進められております。道路標識掲示板によりますと、弘田川西が道路整備工事として、亀山建設株式会社が令和3年7月1日まで、また東側も同じく令和3年7月1日ま

で道路整備工事、これは舗装工事としてやられている予定であります。また、高架橋より西では道路改良工事、これは新しい道路として重成土建株式会社が令和3年8月10日まで、そして道路の新設工事、これも新しい道路でございますが、桃陵工業株式会社が令和3年7月8日まで、いずれも8時から17時までの時間帯での工事の施工となっております。また、弘田川に架かる2014年10月竣工の海岸寺高架橋、今まで仮称として白方高架橋と申しておりましたが、海岸寺高架橋でございます。これは設計が長大株式会社、施工は安部日鋼工業株式会社、形式はポストテンション方式、3径間連絡T桁橋。また、予讃線の上に架かる高架橋は2014年3月竣工、設計、長大株式会社、施工は川田工業株式会社、形式は3径連続非合成鋼桁橋、またそれより西の架橋は、設計、長大株式会社、施工は株式会社日本ピーエス、工法はポストテンション方式、中空版橋で、平成26年10月竣工との標示銘板が記されております。その以西には、白方トンネルが2020年11月に貫通をし、延長701メートル、幅11.55メートル、高さ4.5メートルで、設計はパシフィックコンサルタンツ株式会社、施工は佐藤・枝園建設工事共同企業体であります。トンネル内には既に照明灯、そして100メートル間隔で非常電話、消火器が設置されております。全面開通時には、予想以上の交通量が増大するものと思われれます。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目には、去る4月6日、火曜日、午後1時過ぎ、多度津町庄の開通したばかりの県道において、普通乗用車と原付車との出会い頭の衝突での交通事故が発生いたしました。そして、69歳の女性が犠牲となった訳であります。この開通に当たって、地元住民からの強い要望があったにも拘わらず、信号機の設置などの安全対策が取られなかった結果であります。来春開通するこの浜街道及び町道アクセス道路は、白方小学校に通う子供たちの通学路になっております。横断時には非常に危険であり、信号機の設置などの安全対策は考えているのかをお尋ねをいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の浜街道を横断する通学路の安全対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

さぬき浜街道、県道21号線、丸亀詫間豊浜線及び町道川西阿庄線の開通に伴う通学路の安全対策につきましては、議員ご指摘のとおり、通学する際にさぬき浜街道を横断しなければならない交差点が数ヵ所ございます。さぬき浜街道は主要幹線道路で、交通量の増加による交通事故等が危惧されることから、今後、町、県、警察で協議を進めながら、交通安全対策について検討してまいります。また、町道川西阿庄線開通に伴う通学路の安全対策につつま

しても、供用開始に向け、県、警察と協議しながら、路面表示などの交通安全対策を進めてまいりたいと考えております。今後も引き続き教育委員会と連携を図り、子供たちが安心して安全に通学出来る通学路の安全対策に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

その事故につきましては、これは起こるべくして起きた事故であります。これは町民の命と暮らしを守るというこの町行政の立場から、非常に残念であります。

そこで、私は事前にこの質問をしている訳であります。こういう不幸な出来事が二度と起きないように質問している訳であります。

第2点目の質問をいたします。

県道を横断するコンバイン、トラクターなど、速度が極めて遅い農業用車の安全対策はどのように考えているのか。また、横断箇所はたくさんあるが、調査して今から対策を立てるべきだと思うがどうか。よろしくご答弁お願いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の県道を横断する農業用車の安全対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、コンバイン、トラクターなどといった速度が極めて遅い農業用車がさぬき浜街道を横断する際の安全対策につきましては、公道を走行する際には農業用車の大きさによって小型特殊自動車、大型特殊自動車に分類され、小型特殊免許、大型特殊免許が必要な車両となります。公道を走行される場合には、これまでどおり道路交通法を遵守して頂き、横断される際には十分注意して頂けるものと考えております。また、今後は関係機関と協議をし、営農者の皆様などに対し注意喚起を促すなどの対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁がありました。注意喚起だけでは不十分であります。なぜと言え、事故が起きた場合は全部自己責任になる訳でございます。これは当然、県道浜街道が優先順位では上でございますから、地元民にとっては不利益は当たり前でございます。なぜなら、この間、地元民の人は土地を提供し、そして田んぼを潰し、そこを横断するというだけで注意せよと、これはあまりにも惨いことではないでしょうか。これについて、ぜひ安全対策を地元の方と協議をして、ぜひ取って頂きたいと思っております。

3点目に移ります。

3点目には、白方トンネル内での交通量増加、特に大型車と車のスピード化による反響音による衝撃波が起こると予想され、沿線住民の影響が出ると思われますが、どのような対策を取るのかお尋ねをいたします。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の白方トンネル内での交通量増加と車のスピード化による反響音の衝撃波に伴う沿線住民への影響対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員よりご指摘頂いております白方トンネル内での反響音の衝撃波による沿線住民への影響につきましては、県に確認したところ、現在使用している県管理の道路トンネルにおいてそのような影響は報告されておらず、白方トンネルにおいても影響はないものと考えているとのことでありました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま白方トンネル通過する車両については、衝撃波については影響はないものとの答弁でしたが、この近隣では畑の耕作者がございません。そして、少しは離れましたけれども民家はあります。私はトンネル内に入りまして、手を叩いて反響したんですけど、それは酷いものです。そして、長さが701メートルですから、竹鉄砲を撃ったのと同じです。入ってから抜けるまでの距離が短い。今、県がしているトンネルについては距離がある訳です。しかし、この白方トンネルというのは非常に短い中で急スピードで通過すると、特に大型車両が。ですから、これは大きな影響が出るのは予想される訳でございます。

そこで、この影響調査を県に求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

尾崎議員の言われているトンネルの周囲の影響については、これはトンネル内を走行する交通の際に起きる車両からの騒音が反響するということが一番影響として考えられると考えております。それについては、今後、供用開始までに再度県と協議を進めていきたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、4点目をお伺いいたします。

弘田川堤防東側道路が海岸寺高架橋の直近であり、側壁による遮蔽物があり、全く見通せなく非常に危険であります。近隣の利用者から指摘を受けて

おりますが、対策は立てているのかどうかをお伺いをいたします。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の海岸寺高架橋の直近で、遮蔽物により見通しが良くない弘田川堰堤東側道路の対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の海岸寺高架橋の遮蔽物により見通しの良くない弘田川堤防東側道路の対策につきましては、以前より地元住民の方よりご意見を頂いているところであります。県中讃土木事務所と協議を進めており、堤防沿いの町道106号線につきましては東側に迂回させる方向で検討をしているところであります。今後も町民の皆様がより安全・安心して利用できる道路整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいまの答弁では、沿線住民は東へ回りなさいということでございますが、この河川の堰堤は保持及び道路の保持というのは地元民の水利の方が関係している訳であります。なぜなら、これは災害時に防災の見回り道路、あるいは堤防の保持管理のために非常に重要であります。ですから、これについても今、工事中でございますが、このような遮蔽物、つまり道路の側壁がございます。これが反対側です。ですから、これになったら緊急時に車両が通行する場合に、ほとんど見通せない訳でございます。そういう意味で、これについてもぜひ対策を講じて頂きたいと思っております。よろしく願いをいたします。

次に、5点目には、開通式典には白方トンネル701メートルを提灯行列、あるいはペンライト行列などで歩いての祝い行事をしたらどうかとの意見が出ており、取り上げるべきではないかと思うがいかがでしょうか。よろしく答弁お願いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の開通式典についてのご質問に答弁をさせていただきます。

さぬき浜街道、県道21号線、丸亀詫間豊浜線の開通式典につきましては予定をしておりますが、開催日、ご案内者、式典内容などといった内容につきましては、現在決まっておりません。神事、テープカット、渡り初めなどを検討しております。議員ご指摘のとおり、今後、式典内容を検討していくに当たり、地元住民の方々からのご意見も頂きながら式典内容を決定していきたいと考えております。また、式典内容が決まり次第、議員の皆様にもご案内をさせていただきますので、その際には、ぜひご臨席賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

地元住民の意見を県に反映すべきで、このような提言は長年の夢で地元の白方の皆さん方には非常に大いに期待をしている訳でございます。その意味におきまして、ぜひ県の方に伝えて頂きたいと思えます。私はここでこのさぬき浜街道が本当に危ない、これは現場に行って実感をしておる訳でございます。ただいまからパネルをちょっとご覧頂きたいのでございますが、ぜひその後にも実証検分をして頂き、早め早めの対策を取って頂きたいと思えます。

まず、これは東側でございます。このように山の上から見ますとこのようになっております。それから、昨日も渡邊議員が申しましたが、通学路になっており、そしてこの下側には保育所に通う通学路でございます。その意味で、非常に危険であります。

それから、これは踏切を東側にJRが通っております。そして、その横には町道のバイパス道路、つまり盛土山古墳から横断をしましてバイパス道路、つまり取付け道路がある訳でございます。ですから、この箇所も交差点注意だけでは非常に危ないということでございますので、お考え願いたいと思えます。

それから次に、西側でございますが、西側を見ますとこのように、ここも西側の通学路でございます。ここはもう既に高架の下でございますが、このように白方小学校に繋がっている唯一の道路でございます。これも通学路でございます。これもバイパス道路が出来ますと、非常に危険であります。そして、ご存じのとおりこの横が側壁になっております。巨大なコンクリートの側壁でございますので、全く見通しが悪い。ですから、ここにもぜひ安全対策を講じて頂きたいと思えます。

それから次に、保育所へ向かう道路でございますが、このように民家が密集しております。双方に民家があり、ここを横断するのは非常に至難の業でございます。ここを今、通っていませんが、自転車で通っているご婦人がいますが、これも老婦人ございまして、自転車でも横断するのは非常に時間がかかる訳でございます。ここにも安全対策を考えなければならないと思えます。

それから、先ほど申しました通学路でございますが、これが通学路、青い線が引いてありますが、これはもう高架橋からすぐ下りたところでございます。そして今、私が一番危惧をしているのは、この高架橋が片側線だけでございます。両方繋がっていただければいいんですが、ここに一気に車が集中してくる訳でございます。そうしますと、この通学路、非常に危険でございます。ですから、ここはぜひ信号機の設置をお願いしたいと思えます。

それから、先ほど質問いたしました、農耕車の横断でございますが、この近辺は水田があります。この土地を提供してようやく出来たというところでございますが、事故を起こしたらもうその特殊免許を持ってないじゃないかとかと言って自己責任になる訳でございます。そういう意味についても、この分の周知徹底はしなければならないんでございますが、地元住民に、ぜひ十分な説明と対策を講じて頂きたいと思っております。ここに見えているのは速水先生のアトリエでございます。

それから、先ほど申しましたが、浜街道は私これ、9時過ぎか半ぐらいに撮影したんですが、このように9時頃でも大型車両、乗用車、ものすごい勢いで、平日でございます。すごく通っている訳でございます。これはあそこの交差点でございますが、このように非常にここも細川土砂さんから下がってきたところとの交差点でございます。旧の県道に今度なるんですが、大型車両がするというので、恐らくここは信号機はつくだろうと思っておりますが、こういう風に非常に危険がいっぱいでございます。その点をぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それで、最後でございますが、生理用品の無償支給についてであります。

各国で生理の貧困が起きており、生理用品を買えずに登校を控える子供がいることで大きな問題となっております。どこの国でも生理用品提供が学習権の保障であり、尊厳ある生理期間を過ごせないことは、身体的、精神的、社会的に有害な影響があるなど、人権に関わる問題として議論をされ、取り上げられております。コロナ禍による失業や収入の減少、保護者のネグレクト、配偶者によりDVを受けるなどから、生理の貧困問題が顕著になっております。文科省は4月14日の事務連絡で、提供、場所を保健室のほかに設けたりするなど、必要とする児童・生徒が安心して入手出来るよう、提供方法や配置場所などの工夫をご検討頂きたい。また、保健室などに通常備えている生理用品を渡した場合に、返却を求めないとししました。国会でも取り上げられ、厚労省もマザーズハローワークや福祉事務所での生理用品の配備、これを厚労副大臣が答弁で表明をいたしました。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、6人に1人の子供が相対的貧困状態にあり、対策は急がれ、経済的、身体的負担軽減と学習権保障を優先し、町でも生理用品を無料化する施策が必要であり、自治体窓口での無償配布をすべきだがどうかについてお尋ねをいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の自治体窓口での無償配布をすべきだがどうかのご質問について答弁をさせていただきます。

本町におきましては、現在のところ、生活困窮者への生理用品の配布は予定しておりませんが、国の支援策や他市町の対応状況を踏まえながら、今後、窓口相談や保健師による訪問等の機会を捉え、生理の貧困に配慮し、防災備蓄用の生理用品の活用も含め、必要な方には提供出来るよう検討してまいります。

また、生活福祉資金貸付の申請窓口として、生活困窮に関する相談を受けている町社会福祉協議会とも連携し、経済的な困窮に対する国の1世帯当たり最大30万円支給される新型コロナウイルス感染症生活困窮自立支援金や児童1人当たり5万円の低所得子育て世帯への給付金等の支援の状況も踏まえながら、生理の貧困だけでなく生活困窮者の支援について何が出来るのか検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目にお伺いいたします。

町の公共施設や学校に返却不要の生理用品の配置をすべきだがどうかをお尋ねをいたします。

教育長（三木 信行）

尾崎議員の町の公共施設や学校に返却不要の生理用品の配備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町民会館サクラートたどつ、図書館等の社会教育施設においては配備しておりませんが、本町の学校においては保健室及び職員室に常備し、支援が必要な児童・生徒を把握しております。そのような児童・生徒が取りに来た場合には返却を求めないなどの配慮を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

3点目、お伺いいたします。

防災用品として備蓄している生理用品の活用といたしまして、県内では三豊市と坂出市が備蓄品を配布しているが、我が多度津町ではどうかをお尋ねをいたします。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の防災用品として備蓄している生理用品の活用として、県内では三豊市と坂出市が備蓄品を配布しているが、多度津町ではどうかのご質問に答弁をさせていただきます。

備蓄品の生理用品の活用としまして、三豊市と坂出市が生理用品を買えない方に対し配布しているとのことですが、各市の担当課に確認しましたところ、坂出市につきましては以前より備蓄品を更新時期に合わせて学校等へ提

供していたようであり、三豊市につきましても新型コロナウイルス感染症の影響により家計が困窮し生理用品を買えない方への支援策としまして、坂出市と同様に備蓄品を小・中学校及び社会福祉協議会へ提供し活用したとこのことでございます。本町におきましても、現在備蓄している生理用品のうち、一部を来年度に更新予定としておりますので、先ほど申し上げました三豊市の取組を参考に、教育課や社会福祉協議会等の関係機関と協議し、体制の整備を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁をいただきましたが、生理用品のトイレ常備は当たり前にする。つまり、生理的なタブーを破る、こういうことが大事なのではないかと思えます。そして、小学校の時から男女の性教育、生理の教育、これについてどのように取り組むのかをお伺いをしたいと思えます。よろしく願いいたします。

教育長（三木 信行）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、学校に限らずトイレ等に置くということについてのご提案でございますが、これにつきましてはトイレには絶対置かないという結論を今出している訳ではございません。今回、この生理の貧困の問題ということがお話を頂いてから4月の中旬あたりから実は小学校の方の、私自身は小学校の養護教諭の先生と実態等をよく意見交換をしながらやってまいりました。恐らく家庭で困っている子供たちも当然いるだろうと思えます。議員ご指摘のように6人に1人という風なご指摘もございます。実態としましては、例えば昨年ですと、小学校ですとまだ年齢が低いので、保健室に取りに来る子供は大体2人から3人だったそうです、1年間で。中学校で1月に6名というところでありました。だから、数が少ないからといって困っていないということは言えないと思っております。家庭の方でも十分対応出来ている安定した家庭が多いのかなという風には考えております。そういった実態もありまして、再三申し上げてきたんですが、現段階では子供の困り感を掌握するという意味で、保健室等で渡して子供の顔を見ながらという方が良いのではないかと考えております。今後、配布については一斉に配布するという案もあったのですが、この間頂いたものについて、その場合、ご意見の中には色んな使うものは家庭によって違うこともあって、それがひよっとしたら廃棄に繋がることになるかも知れない、色んな提供を頂いたことの趣旨は、何と申しましても困っている子供たちに届けるのが一番の目的でありますので、それを第一義に考えて、とにかく今困っている子供たちに確実に届ける方法をし

っかり考えていこうという風なことです。

もう一点のご質問は返却ですかね。

議員（尾崎 忠義）

教育。

教育長（三木 信行）

性の教育についてですが、小学校において、特に女子の生徒について生理についての教育ということですが、多くは宿泊学習の前あたりに、5年生になったりするんですけど、それ以前も含めるんですけども、女子生徒について生理の対応についての教育をしております。一番のポイントは、宿泊学習の前に養護教諭の先生とか担任の女性の先生が生理用品を手元に渡して、そしてこんな使い方をします、こうしますという風な形で行っているというのが実情です。実は、そういう生理用品についても、色んな業者から提供を頂くというようなこともあるんですが、学校によっては一つの会社の宣伝にもなるので、使って下さいという形にはせずに、予備として置いている場合もあったりするという事は聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に質問をいたします。

私はなぜこのようなことを発言したかといいますと、保健室にこの生理用品を取りに行くのではなく、トイレに常備を当たり前にする。つまり、トイレ、個室に設置をすべきだという保護者の意見があります。そしてまた、この生理で萎縮する子供をなくし、ぜひこの性教育とジェンダー教育をどの子にも教育でしっかりと教え込む、こういうことが必要ではないかと思う訳であります。振り返ってみますと、私も学校でそういう風な教育をきちっと受けたという記憶はございません。ですから、そういうタブー視するのではなく、男の子も女の子についての生理を知る、女の子も男の子の生理について知る、こういう教育が必要ではないのかと思いますので、ぜひその点もよろしく今後の活動に活かして頂いたらと思います。

これで私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって13番 尾崎 忠義 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了しました。

本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。長時間お疲れでございました。

散 会 午前11時29分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和3年6月11日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記